

ボートレース平和島広報宣伝及びイベントファンサービス
業務委託に係る提案募集要項

1 目的

本要項は、ボートレース平和島の売上向上に資するためのボートレース平和島広報宣伝及びイベントファンサービス業務委託に関し、受注者を選定するために必要な事項を定める。

2 発注する業務名称

ボートレース平和島広報宣伝及びイベントファンサービス業務委託

3 履行期間

業務内容に応じて決定する。

ただし、履行最終期日は各年度3月31日とする。

4 参加資格要件

- (1) 対象業務において、府中市契約事務規則第34条に規定する参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。

5 参加者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	指標
1 経営規模	経営規模は妥当か	資本金、売上高
2 業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	技術者、有資格者数
3 履行保証力	履行保証面の懸念はないか	自己資本比率
4 瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	損害賠償保険の加入状況
5 技術・運営力	当該業務に対する知識・経験・運営能力を有するか	同種、類似業務の実績
6 倫理観	社会的貢献度があるか	ISO14001等の取得状況

6 特記事項

- (1) 新規性、独自性に優れたボートレース平和島の売上向上に資する提案であれば、内容は問わない。
- (2) 事業参加者から費用を徴収することを妨げない。ただし、事業内容に応じ資格が必要な場合は、資格を有していること。
- (3) 業務実施に必要な経費は、原則として委託料に含むものとする。発注者からの役務、物品の提供を希望する場合は、提案書に記載すること。
- (4) 業務が効率的、かつ、適正に実施されるように、各工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、発注者への状況報告等）を徹底すること。
- (5) 発注者から求めがあった場合は、成果物等のデータ納品を行うこと。
- (6) 業務における成果物の著作権・使用权は、原則として発注者に帰属する。発注者への帰属が困難な場合は、提案書に記載すること。
- (7) 業務において他者の所有権、著作権、肖像権等を侵すことがないこと。また、本業務により収集した個人情報等の取扱いについては、受注者が一切の責任を負うこと。
- (8) 業務の遂行にあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。
- (9) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (10) 提案は著作権や特許権に準ずるものとして取り扱うものとし、事業内容等に応じ複数年の随意契約を可能なものとする。

7 受注者決定方法

公募型コンペ方式とし、提案の一部採用もある。

8 金額等

(1) 契約金額

より柔軟に提案を募集するため1件当たりの上限及び年間予算は示さないが、年間のイベント及びファンサービスに係る予算の範囲内で別添の「評価基準表」のとおり複数提案を採用する。

(2) 支払時期

業務完了後、請求に基づく一括支払いを原則とするが、受託者と発注者の協議を妨げない。なお、成果物の検査を以て業務完了とする。

9 提出書類等

(1) 提出書類

アについて、当該年度内に複数回提案を予定している場合は、2回目以降の提出の省略を可とする。

また、イからオについて、過去1年以内にボートレース平和島における業務実績、または提案実績若しくは府中市の入札参加資格登録がある場合は、省略を可とする。

ア 公募型企画競争への参加申込書（様式第3号の1）

イ 資本金、売上高、自己資本比率のわかるもの

ウ 事業の実施体制がわかるもの

エ 公募型企画競争への参加申込書「3 その他」に記載した内容が確認できるもの

オ 同種、類似業務の実績がわかるもの

(2) 提出期間

原則として事業実施の1月前までで、各年度3月10日まで随時

(3) 質疑

ア 随時電子メールで行うこと。

イ 随時電子メールで回答する。

(4) 選定結果

原則、公募型企画競争への参加申込書の提出から2週間以内に文書により回答する。

(5) その他

提案者の選定後、提案書（形式不問）及び見積書（提案の一部採用もあるため、業務毎の金額がわかるもの）を提出すること。

10 問合せ

ボートレース平和島

府中市ボートレース企業局経営企画課

〒143-0006 東京都大田区平和島1-1-1

電話：03-3768-9261